



鳥取県公報

平成 22 年 12 月 7 日 (火)
第 8 2 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (712) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (713) (〃) 2
	臨時種畜検査の実施 (714) (畜産課) 2
	保安林の指定予定 (3 件) (715~717) (森林・林業総室) 2
	基本測量の終了 (718) (技術企画課) 5
	公共測量の実施 (719) (〃) 5
	土地収用法による事業の認定 (720) (〃) 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (721) (東部総合事務所福祉保健局) 7
	指定居宅サービス事業者の廃止 (722) (〃) 7
	指定居宅介護支援事業者の指定 (723) (〃) 8
	指定介護予防サービス事業者の指定 (724) (〃) 8
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (725) (〃) 8
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (726) (〃) 8
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (727) (中部総合事務所県民局) 9
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (728) (西部総合事務所福祉保健局) 9
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (65) 10
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (東部総合事務所県土整備局) 10

告 示

鳥取県告示第712号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
淀江調剤薬局	米子市淀江町佐陀1400	平成22年11月15日

鳥取県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
淀江調剤薬局	米子市淀江町佐陀1368-12	平成22年11月13日

鳥取県告示第714号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づき、臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成22年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成23年1月6日 午後1時30分から	西伯郡南部町北方633 鳥取県農林総合研究所中小家畜試験場	豚

鳥取県告示第715号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1） 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字東小鹿字河原301の5、字樋口371、字河原平479、481の1、482

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字西小鹿字宮ノ下1545、字岩本山1549の1、1549の2、1558の1、1561の1、1561の2、字井戸尻1574の1、1575の1、1576の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第716号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 保安林予定森林の所在場所

倉吉市円谷町字ジガ谷378の13から378の18まで、字下砂谷380の12、380の17、字上砂谷381の16から381の18まで

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

倉吉市河来見字二本木平858の5

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

倉吉市大河内字心吉ノ峰789

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第717号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

倉吉市みどり町3492、3496、3497

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第718号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業地域 鳥取市
- 3 終了年月日 平成22年10月29日

鳥取県告示第719号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成22年11月1日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市湖山町北一丁目の全部
鳥取市湖山町北二丁目及び三丁目の一部
鳥取市湖山町南一丁目及び五丁目の一部

鳥取県告示第720号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称
琴浦町
- 2 事業の種類

琴浦パーキング活性化施設（仮称）整備事業

3 起業地

- (1) 収用の部分 東伯郡琴浦町大字別所字野畑尻及び字野島ノ下地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

琴浦パーキング活性化施設（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である琴浦町は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、山陰道（東伯・中山道路）琴浦パーキングエリア（以下「琴浦PA」という。）に隣接する土地（以下「本件土地」という。）に、観光案内、特産物の販売及び観光客と地域住民との交流の拠点となる地域活性化施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

琴浦町を通る山陰道（東伯・中山道路）が平成23年春に開通することに伴い、米子自動車道及び県西部からのアクセスが容易になるとともに、県東部においても鳥取自動車道及び山陰道が整備されつつあり、今後は、近隣地域及び都市圏からの交通利便性が飛躍的に高まることから、琴浦町と山陰道とを接合する琴浦PA付近に観光・物流・交流の拠点施設を整備し、琴浦町の観光資源及び産業資源を生かした地域活性化を図ることが望まれている。

本件事業の施行に伴い、地域活性化施設として観光客等へ観光情報の提供、地場物産等の紹介・即売並びに地域住民との交流の場、休憩スペース及び地域文化・伝統を紹介するコーナーを設け、これらの施設を有機的に機能させることにより、当地区内や町内への交流人口を増加させ、町全体への様々な波及効果を創出して、産業の活性化及び雇用の増加により、町民所得の向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施行することにより、本件事業の施行が環境等に及ぼす影響は軽微であると予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、合併後の町のあり方を検討する住民意見組織「琴浦町まちづくり委員会」及び琴浦町商工会から琴浦PA隣接地が地域活性化拠点施設の設置にふさわしいとの提言を受けていることもあり、町内における山陰道関連施設（パーキングエリア、インターチェンジ）付近において交通の利便性、事業費の経済性等を条件に、3つの土地について比較検討が行われており、本件土地が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

琴浦町を通る山陰道（東伯・中山道路）が平成23年春に開通することに伴い、米子自動車道及び県西部からのアクセスが容易になるとともに、県東部においても鳥取自動車道及び山陰道が整備されつつあり、今後は、近隣地域及び都市圏からの交通利便性が飛躍的に高まることから、琴浦町と山陰道とを接合する琴浦PA付近に観光・物流・交流の拠点施設を整備し、琴浦町の観光資源及び産業資源を生かした地域活性化を図ることが望まれている。

また、合併後の町のあり方を検討する住民意見組織「琴浦町まちづくり委員会」及び琴浦町商工会からの提言において、地域活性化拠点施設及び観光・物産・情報の総合的な拠点施設整備を強く要望されている。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

東伯郡琴浦町大字徳万591-2

琴浦町役場本庁舎

鳥取県告示第721号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ポエム	デイサービスセンター大覚寺もみじ庵	鳥取市大覚寺187-36	平成22年12月1日	通所介護

鳥取県告示第722号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
ハヤシ歯科	ハヤシ歯科	鳥取市片原二丁目118	平成22年11月18日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第723号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター鳥取大学前	鳥取市湖山町北一丁目427-1	平成22年12月1日

鳥取県告示第724号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ポエム	デイサービスセンター大覚寺もみじ庵	鳥取市大覚寺187-36	平成22年12月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第725号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
ハヤシ歯科	ハヤシ歯科	鳥取市片原二丁目118	平成22年11月18日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第726号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人 ひといろ工房	鳥取市徳尾175-4	ひといろ工房	鳥取市徳尾175-4	就労継続支援 B 型、就労移行支援	平成22年12月 1日

鳥取県告示第727号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年1月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年12月7日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日
平成22年11月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あっとほうむ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
森 由香里
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市みどり町3188-4
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、子ども達に対して、知能・運動能力の発達を促す事業を行い、子どもたちの心と身体の調和をはかり、豊かな人生を歩む基礎づくりを行うことを目的とする。

鳥取県告示第728号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月7日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
L & J 合同 会社	米子市新開四丁目2-56	ジーザス	米子市新開四丁目2-56	就労継続支援 A型	平成22年12月 1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第65号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成22年12月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,724
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,696
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,983
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,093
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,856
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,845
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,593
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,801
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,531
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,544
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,814

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成22年12月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社サンパイ 代表取締役 岡村 行雄	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市湖山町西四丁目121-1外1筆（1,716平方メートル）	砂（3,289立方メートル）	平成22年11月4日から平成23年11月3日まで	平成22年11月4日

有限会社森本組 代表取締役 森本 省治	鳥取市湖山町 東二丁目245	鳥取市三津字大 浜1072-139外 2筆 (9,304平方 メートル)	砂 (23,359立方メー トル)	平成22年11月26日 から平成23年11月 25日まで	平成22年11月 26日
---------------------------	-------------------	---	----------------------	------------------------------------	-----------------